

一般社団法人モバイルブロードバンド協会 プロトコル分科会  
その他の文書出版規程

平成22年2月22日

- 第1条 プロトコル分科会の文書出版は、他の規定によるものの他は本規定により執り行う。
- 第2条 協会会員は、協会に、協会の活動に関連する文書の出版を依頼することができる。
- 第3条 依頼者は、本規程に従う旨を文書で事務局に提出しなくてはならない。
- 第4条 文書の著作権は依頼者に帰属する。
- 第5条 依頼者は、文書の複製、配布、翻訳を何人に対しても無制限に許可するものとする。
- 第6条 第5条の許可は、文書中に明記するものとする。
- 第7条 協会は、文書の公開に当たり、原典の趣旨を損なわない範囲で編集上の修正を行うことができる。
- 第8条 文書は、プロトコル分科会の決議を経て、MBA文書として公開する。

附則

この細則は、所定の手続を経た時から直ちに施行する。